

## 第12回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成31年1月23日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

### 1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	4番 欠 席
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	7番 廣瀬 康友	8番 三明多佳志
9番 欠 席	10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登
13番 欠 席	14番 青葉 真	15番 欠 席	16番 大谷 数義
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 欠 席	
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	4推 三浦 寿紀
5推 小川 明人	6推 欠 席	7推 小松原常雄	8推 近重 邦昭
8推 河野 恒弘	10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 大崎 健太
13推 小谷 保雄	14推 岡本 定文	16推 奥迫 忠幸	17推 原田 和義
18推 永見 繁廣	19推 齋藤 久行		

### 2. 欠席委員

13番 岡本 健治	15番 柿元 信次
19番 玉田 一	

### 3. 事務局出席職員

佐々本事務局長、木原農地係長

農林振興課 桑本さん

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員、

会 長	<p>おはようございます。ただいまから第 12 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先般、市の農業再生協議会が開催され、平成 31 年産米の生産数量の目安となる目標面積が提示されました。基本的には全体の水田面積をもとに各自治区へ案分するようになっておりまして、皆様方の予約された作付面積が作付けできる面積となっています。ちなみに、全体が 1,762.5ha あり、希望作付面積が 1,360ha なので作付けできるようになっています。なお、1 月 17 日からつい昨日まで説明会におきまして、委員の皆様へお示しされ、細目書と一緒に転作の作付の目安になっていきます。また、提出書類は以前より若干変更点がありますのでご注意ください。水稻共済も任意になっています。水田活用の直接支払い交付金におけます産地交付金の助成金は、30 年度と変更ございません。転作については、白大豆を作ってもらおうと 6 万円の助成、黒大豆は 4 万円とこれも去年とかわっていませんことを報告します。</p> <p>本日の欠席は、4 番徳田マスエ委員、9 番林秀司委員、13 番岡本健治委員、15 番柿元信次委員、19 番玉田一委員、6 推神田進委員の以上 6 名から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、7 番廣瀬康友委員、18 推永見繁廣委員以上 2 名の方から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、12 番渡邊委員、14 番青葉委員です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、32 件、74 筆、106,419 ㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 1 月 30 日を予定しており、利用権設定については開始日を平成 31 年 2 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたかございませんか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は上府町イ125番2の田、面積188㎡です。場所は上府保育園、昔の上府小学校の場所ですが、そこから約200m南の上府町伊甘町内です。この申請は、譲受人が交換で、申請地を取得するものです。当該土地は以前から譲受人が耕作しておられ、登記が変更されていなかった案件で、このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は29a弱となり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>2号について説明します。申請地は、資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は下府町833番の田、面積776㎡です。場所は浜田東中学校から約200m北西の下府町6-2町内です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は67a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>2件とも、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上2件です。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号2号について、8番三明委員または河野推進委員をお願いします。</p>
8番（三明多佳志委員）	<p>三宅です。ただ今、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手 多数～</p>
会長	<p>ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。</p>
会長	<p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、港町259番6他1筆の畑、合計面積121.61㎡です。場所は原井小学校から約150m北の港町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内準工業地域で、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、8ページの始末書に記載のとおり、居宅建築時から、宅地</p>

	と一体利用をしておられる案件で、周囲に他人の農地はなく影響はないもの と思われます。 農地法第4条申請については、1件です。
会 長	ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さん から補足説明がありましたらお願いします。 1号について6番松山委員お願いします。
6番(松山純久 委員)	松山です。事務局と平日現地に行きました。問題はないと思いますのでよろ しくお願いします。
会 長	以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かござ いましたらお願いします。 ございませんか。
16番(大谷数 義委員)	これは住んでおられますか。
会 長	どうですか。
事 務 局	本人ではないようですが居住されています。
会 長	その他ありませんか。 では採決に入ります。 第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。 挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されまし たので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願 いします。
事 務 局	それでは、転用統制外証明願いわゆる非農地証明願についてご説明いたしま す。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法 が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然 災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して 農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証 明です。 1号は、資料10ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、浅井町96 番5の畑、72㎡です。場所は、JR浜田駅から約120m西の浅井町2町内 です。当該申請地は、かなり以前から駐車場として利用されている案件です。 転用統制外証明願は、1件です。
会 長	ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担 当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、6番松山委員お願いします。
6番(松山純久 委員)	松山です。かなり前から駐車場になっているという話を聞いていますが、今 更どうしようもないのでよろしくお願いします。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方か ら何かございましたらお願いします。
17番(佐々岡 常喜委員)	何年前から駐車場になっていたのか。これには始末書はついていないのか。
会 長	わかる範囲で事務局回答してください。時期については把握していません。

事務局	今回始末書の提出はありませんでした。
16番(大谷数義委員)	私を知る限りは、自分が中学生のころにはこういう状態になっていた。
17番(佐々岡常喜委員)	それなら時効ですね。
19番(玉田一委員)	赤線で囲っているのは、ブロックの内側か。
事務局	写真とゼンリン地図を合わせてごらんください。公図によると赤道が真ん中に入っています。写真でいうと申請地は奥側になります。
19番(玉田一委員)	経緯上、許可をしなくてはならないが、農業委員会として掴んでおくべきことは必要だと思います。
会長	始末書は必要でしょうか。
19番(玉田一委員)	あったらいいと思います。
事務局	周辺の石見水泉社さんまで赤道が入っています。地籍調査が入っていないため、説明に苦慮しますが状況は申しあげたとおりです。始末書については申請者に依頼します。
3番(宮崎龍生委員)	赤道があるなら、農業委員会で簡単に許可していいものなのではないでしょうか。
事務局	この案件は、赤道から奥の土地が議案になっています。 (ホワイトボードに平面図を書き説明)
16番(大谷数義委員)	駐車場にしようとするなら赤道を整理しないと使えないのでは。
事務局	赤道の担当課である維持管理課に報告しておきます。
会長	結論を急ぐわけではありませんが、始末書のこともありますし、用途のこともありますので、本日の段階では保留にさせていただき、次回に書類を精査して再提案したいと思います。 いかがでしょうか。
委員	(はい)
会長	それでは、そのように処理をいたします。
会長	続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは農地利用目的変更届について報告いたします。 資料12ページ、図面番号⑤をご覧ください。届出地は、櫛田原町271番1、の田626㎡です。場所は、美川公民館西分館から約2,000m南東です。本件につきましては、後ほどご説明します公共事業による廃土処理届出書2号により埋め立てを行いその後、畑、果樹地として利用予定の案件で、もともとこの田は、いわゆるふけたで耕作がしづらく、以前は、はで場所として利用し、写真にも最近伐採されたと思われる杉の切り株も残っており、今回埋め立て、畑として使用する届です。 続いて、それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。1号について、説明します。資料14ページ、図面番号⑥をご覧ください。届出地は、久代町369番1他5筆の田、合計面積4,637㎡です。場所は、国道9号と県道はまだリゾート線の交差点から東にかけての場所で久代町2町内です。今回国土交通省さんの工事、山陰道三隅益田道路の廃土を埋める計画で、約6,300㎡を処理する計画となっております。平成31年4月から1

	<p>年間を廃土期間として、埋め立て後は、畑として利用する予定となっております。今回埋める箇所には小規模河川、いわゆる青線がありますが、機能は確保する計画と伺っており、その下手にその水を利用する農地があることから、今回工事期間は、沈砂池を設置することなどを、地元町内会等に説明され、了承をされている案件です。現地は、すでに樹木等の伐採は行われていますが、廃土の搬入は、4月からと伺っております。</p> <p>続きまして2号は、先ほどの櫛田原の案件の箇所で、資料12ページ、図面番号⑤となります。現場付近で農道工事が行われており、今回の土地所有者の希望もあり、約300㎡の廃土を利用し、畑とする予定の案件です。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では報告を終わります。</p> <p>その他事務局からありましたらお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、何点か、ご説明、事務連絡、依頼なり、またまたお詫びをさせていただきます。</p> <p>最初に、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第3号について、しまね農業振興公社から説明させていただきます。</p>
しまね農業振興公社	<p>植野です。旧年中はお世話になりました。本年もよろしく申し上げます。農業委員会改正に基づき、要約すると話し合いの場が必要ということになります。昨年はいろいろな現場で農業委員さんや推進委員さんと同行ということで、浜田、金城、弥栄を中心に集積を終えることができました。今後もできるだけ日程調整をするので一緒になって協議をしたいと思いますのでご協力をお願いします。</p>

事務局	<p>次に、先月、お話しさせていただきました、手帳と活動記録セットを本日お配りさせていただきます。ひとつき遅くなり、大変申し訳ないですが、ご活用ください。</p> <p>次は、本日一部の方に、平成30年中にご負担いただきました、農業新聞の領収書をお配りしております。今後、今月中に届くと思いますが、市役所から送られて来る平成30年の委員報酬等の源泉徴収票を併せて、確定申告等にご利用ください。また、その源泉徴収につきまして、平成30年3月30日に振り込みをさせていただきました、農地パトロール等の報酬につきまして、源泉徴収をしていないことがわかりました。大変申し訳ないですが、2月の委員報酬をお支払いする際にそれを控除させていただく方も多数いらっしゃいます。ご了承いただければと思います。</p> <p>それから先月ご案内させていただきました、2月14日開催予定の「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会」ですが、現在参加者7名の参加予定となっております。参加していただける方については、ご案内しております、9時30分に浜田市野原町にあります「浜田市総合福祉センター」を出発することとしておりますので、間に合いますよう、ご集合いただきますようお願いいたします。なお、日当ということで、1,100円のお支払いを予定しております。印鑑をご持参いただきますようお願いいたします。現在7名の参加を予定しておりますが、農業会議に確認したところ、追加参加は可能ということですので、ご希望の方は、事務局まで今日のところで連絡をいただければと思います。</p> <p>事務局からは、以上です。</p>
会 長	<p>この講習は、本来なら終わっているものですが、講師が水害に合わせ延期になったものです。年に1回の研修なのでぜひ参加してください。</p> <p>ただ今の説明や、その他について、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>無いようなので、以上を持ちまして、第12回総会を終了します。</p>

終了 午前10時15分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員

